

○療育手帳 福祉制度・サービス一覧表

	制度	対象	内容	備考	問い合わせ窓口
手当・年金等	特別児童扶養手当	A1・A2・B1とB2の一部の在宅の児童(20歳未満)を監督している養育者	月額 1級 51,100円 2級 34,030円	所得制限あり 施設入所児は除く	住民課児童係
	障害児福祉手当	常時介護を必要とする在宅の重度障がい児(20歳未満)	月額 14,480円	所得制限あり 施設入所児は除く	保健福祉課福祉係
	特別障害者手当	常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者(20歳以上で、障がいを重複して有する者)	月額 26,620円	所得制限あり 3ヶ月以上の入院、施設入所者は除く	保健福祉課福祉係
	障害基礎年金	A1・A2とB2の一部の20歳以上の障がい者	国民年金加入中に初診日がある事故や病気で、日常生活に著しく支障のある障がいの状態になった場合に受けられる年金 年額 1級 966,000円+子の加算額 2級 772,800円+子の加算額 子の加算額・・・第1子・第2子 各222,400円 第3子以降 各 74,100円	20歳以前に障がいを持った場合は20歳になってからの受給 基準額の保険料を納めていない場合対象にならない場合あり	住民課保険年金係
	心身障害者扶養共済	手帳所持者	扶養共済加入の親族が死亡または重度障がいになった時、残された障がい者に年金を支給する制度 1口加入 月額 20,000円 2口加入 月額 40,000円	町の掛金助成制度あり (月額 3,500円)	保健福祉課福祉係
	介護慰労金	町内に1年以上住所を有するもので、重度の心身障がい者(児)と同居し、当該年間において、引き続き6ヶ月以上在宅で介護している者	年額 90,000円		保健福祉課福祉係
医療	福祉医療	A1・A2・B1手帳所有者	医療機関で保健医療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成	等級に応じた所得制限あり 18歳以後最初の3月31日までにある方は除く	住民課保険年金係
交通	有料道路割引	A1・A2手帳所持者(介護者が運転の場合)	通常料金の半額	事前申請が必要	保健福祉課福祉係
	鉄道運賃割引(JR)	手帳所持者 (単独乗車の場合、乗車区間が100kmを超える場合)	A1・A2 本人・介護者 半額 B1・B2 本人のみ 半額	その他民間の鉄道については各駅の乗車券販売窓口でお問い合わせください	乗車券販売窓口 (みどりの窓口)
	バス料金割引	手帳所持者	通常料金の半額	定期券・貸切バスについては各会社へお問い合わせください	各バス会社
	タクシー料金割引	手帳所持者	一割引	迎車回送料金、高速料金、駐車料金は対象外	各タクシー会社
	航空旅客運賃割引	手帳所持者(12歳以上)	A1・A2 介護者と伴に乗る場合 B1・B2 単独に乗る場合	航空会社が国内路線ごとに割引率を設定	各航空会社
	移動支援	手帳所持者	外出時の支援	所得に応じて自己負担あり	保健福祉課福祉係
税金	所得税・町県民税の障がい者控除	手帳所持者	申告をすることで税計算額の基礎となる所得から所得控除として、等級により一定額が控除		所得税 税務署 町県民税 税務課町民税係
	自動車税・自動車取得税の減免	A1・A2手帳所持者	障がい者や障がい者のために専ら同一生計者が運転する自動車の自動車税と自動車取得税の減免		佐久地方事務所税務課 (軽自動車は町税務課町民税係)
相談支援	福祉サービスの利用	障がい福祉サービスを受けたい方	サービスを利用するにあたっての相談、計画案の策定、区分認定等を行い、利用に繋がります		保健福祉課福祉係 各相談支援事業所
福祉サービス	ホームヘルプサービス(居宅介護)	手帳所持者(18歳以上区分認定が必要)	自宅での家事・介護等の援助	サービス利用計画に基づき支給決定	保健福祉課福祉係
	生活介護	手帳所持者(18歳以上区分認定が必要)	障がい者支援施設等で日中利用する入浴、排泄、食事の介護	サービス利用計画に基づき支給決定	保健福祉課福祉係
	療養介護	手帳所持者(18歳以上区分認定が必要)	病院などの施設で療養上介護や生活上の介護	サービス利用計画に基づき支給決定	保健福祉課福祉係
	ショートステイ(短期入所)	手帳所持者(18歳以上区分認定が必要)	短期間、施設・事業所での一時預かり	サービス利用計画に基づき支給決定	保健福祉課福祉係
	ケアホーム(共同生活介護)	手帳所持者(18歳以上区分認定が必要)	世話人による生活援助体制を整えた住宅	サービス利用計画に基づき支給決定	保健福祉課福祉係
	施設入所支援	手帳所持者(18歳以上区分認定が必要)	夜間における日常生活上の支援	サービス利用計画に基づき支給決定	保健福祉課福祉係
	タイムケア	手帳所持者	施設・事業所での一時預かり 日中活動の場の確保	年間300時間を上限とする	保健福祉課福祉係
	児童発達支援	心身に障がいのある未就学児	日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を受ける		保健福祉課福祉係
	放課後等デイサービス	心身に障がいのある修学児	日常生活の基本動作の指導や集団生活能力の向上のための訓練を受ける		保健福祉課福祉係

修学	修学奨励援助費	義務教育期間中の手帳所持者	1 入学援助支度金 15,000円 2 修学奨励援助費 12,000円(年額) 3 通学費 4 通所費		保健福祉課福祉係
	日常生活用具	手帳の内容・等級により判断	日常生活に必要な各障がいに合わせて用具を給付 (例 視覚障がい→点字器)	所得に応じて、一定の自己負担があり 基準額を超える部分については自己負担	保健福祉課福祉係
生活支援	日中一時支援	日中ケアをする人がいないなど、一時的な見守りが必要と認められた障がい者(児)	日中の活動の場を提供するとともに、家族の就労や休息を図るためのサービス	障害支援区分や所得の状況に応じて一定の自己負担あり	保健福祉課福祉係
	入浴サービス事業	手帳所持者で家庭で家族による入浴が困難な方及び、介護保険適用外の方	入浴及び洗髪	事前申請が必要	保健福祉課福祉係
	地域活動支援センター	在宅の障がい者(児)	社会生活を高めるための作業訓練等を受ける。		保健福祉課福祉係
働く	自立訓練(生活訓練)	手帳所持者であって次のいずれかに該当する方 1 病院や施設を退院・退所した方 2 特別支援学校を卒業した方	自立した地域生活ができるよう生活の能力の維持・向上のためのサービス	標準利用期間は24ヶ月 所得に応じて一定の自己負担あり	保健福祉課福祉係
	就労移行支援	一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれ、下記の条件に該当する方 1 一般企業への就労を希望する方 2 技術を習得し、在宅で就労を希望する方	一般企業の雇用に向けた就労支援等	標準利用期間は24ヶ月	保健福祉課福祉係
	就労継続支援A型(雇用型)	雇用契約に基づく就労が見込まれるもので、下記の条件に該当する方 1 就労移行支援により一般企業の雇用に関わりがなかった方 2 一般企業を離職したまたは就労権がある方	雇用契約に基づく就労の機会の提供や一般企業の雇用に向けた支援等	利用期間の定めはなし	保健福祉課福祉係
	就労継続支援B型(非雇用型)	就労の機会を通じて、生産活動における能力・知識の向上が期待される方で下記の条件に該当する方 1 雇用契約が難しい方 2 就労移行支援により、一般企業の雇用に関わりがなかった方 3 一定の年齢(50歳)に達している方	一定の水準に基づく継続した就労機会の提供や就労訓練の実施	利用期間の定めはなし	保健福祉課福祉係
	NHK放送受信料減免	1 手帳所持者のいる世帯で世帯全員が町民税非課税 2 A1の手帳所持者	1 全額免除 2 半額免除		保健福祉課福祉係
その他	成年後見制度利用支援	判断能力が十分でなく、配偶者及び四頭身以内の親族のいないもの	審判費用に要する費用、成年後見人への報酬の助成		保健福祉課福祉係
	携帯電話の料金割引	手帳所持者	各携帯電話会社で設定		各携帯電話会社または取り扱い店
相談	佐久広域連合障害者相談支援センター	障がい者、家族、その他関係者	生活支援の各種相談 福祉関係の情報提供	(0267) 63-5177	佐久障害者相談支援センター

◎制度について、詳しい内容については下記に相談ください

- 軽井沢町 保健福祉課福祉係 (0267) 44-3333 (木もれ陽の里内)
- 軽井沢町 住民課保険年金係・児童係 (0267) 45-8540
- 軽井沢町 税務課町民税係 (0267) 45-8514
- 佐久広域連合 佐久障害者相談支援センター (0267) 63-5177